

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
◎自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	10:00～16:00

◇偶数月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

*法律相談は予約制。月初めから受付。
無料での相談は一人1回です。**障害者虐待防止相談**

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター

☎ 24-6007

人権相談

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時 3月14日（水） 9時～12時

場所 人権センター

問い合わせ 東広島竹原人権擁護委員協議会

☎ 082-423-7752

高齢者総合相談・介護家族相談

相談内容	曜日	時間
高齢者総合相談	月～金	8:30～17:00 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

出張年金相談

日時 第2水曜日 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

※相談は予約制です。

※相談日前々日の正午までに要申し込み。

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所

☎ 0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
9時～17時

場所 県庁農林庁舎1階

（広島市中区基町10番52号）

問い合わせ 広島県生活センター

☎ 082-223-8811

行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ

行政相談委員 黒崎 耕二（忠海中町） ☎ 26-0607

冠婚葬祭互助会の契約は、内容をよく確認してから！

～積立金は「預金」ではありません！～

〈相談内容〉

冠婚葬祭互助会（以下互助会）に、毎月3千円を80回払いで積み立て、24万円が満期になった。

しかしお金が必要になり積み立て金を解約しようとしたら、解約手数料3万5千円を差し引く、といわれた。勧誘のときに解約手数料の説明はなく納得できない。

【冠婚葬祭互助会とは】

冠婚葬祭の儀式に関してサービスを受ける前提で掛け金を一定期間にわたって毎月支払い、貯まった金額を結婚式や葬儀費用の一部に充当して負担を軽くするための仕組みです。

【積立金は「預金」ではありません】

このため、金融機関への預金と違い利息はつきません。またサービスを利用せずに解約する場合

は、解約手数料が差し引かれます。

解約した場合は、返金額が積み立て金額より少なくなるので注意が必要です。

【トラブルにあわないために】

互助会のメリットは、将来の「その時」に対する不安解消のために生前契約ができること、そして葬儀を執り行う地域コミュニティの負担を少なくできる、ということです。

その一方で今回のように解約手数料が高額だ、というトラブルもあります。

契約する際には「結婚式や葬儀で互助会のサービスを利用するか」をよく検討し、書面に書かれた契約内容を正しく理解しましょう。

おかしいな、困ったなと思ったら、竹原市消費生活相談室（☎ 22-6965）にご相談ください。

育児・介護も夫婦で協力を！

最近の育児事情

以前は育児を妻任せにしている家庭も多くあったように思われますが、若い世代のお父さんは、積極的に育児に関わる人が増え、新生児の入浴後のへその緒の消毒、耳そうじ、衣服の着脱まで細やかに世話をしている、という話をよく聞きます。

パートナーに協力を求めましょう

我が子の育児は妻任せだった熟年世代のお父さんも、孫育てには協力的な人も多いのではないのでしょうか。「夫が何もしてくれない。」とと思っている人は、これから相手に協力を求めてみましょう。

夫が退職後、まだ働いている妻のために、専業主夫として皿洗い、ゴミ出しなどの家事をはじめ、里芋の皮むきまでしてくれた、という家庭もあります。これらの経験は、育児だけでなく介護でも役立ちます。夫婦で協力しましょう！

問い合わせ

たけはら男女共同参画社会づくり実行委員会
(人権推進室内) ☎ 22-7736

考えよう！みんなの人権

「人権」はだれもが生まれながらに持っている権利で、だれにとっても身近で大切なものです。だからこそ、私たちは自分の人権はもちろんのこと、他人の人権も大切にする必要があります。

しかしながら、世の中には、女性の人権問題、子どもの人権問題、同和問題（部落差別）、高齢者の人権問題等、様々な人権問題が発生しています。

とりわけ同和問題（部落差別）に関する差別発言、差別的な内容の文書が送付されたりする事案は依然として発生しています。

また、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。

差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけかねないものであり、決して許されないものです。

国は地方公共団体とともに、同和問題（部落差別）を解決するために様々な取組を行ってきましたが、結婚や就職差別等は未だに後を絶ちません。このような差別を解決していくためには、私たち自身が正しい知識を深め、差別をしない、させないという気持ちを持つことが大切です。

様々な人権問題を正しく理解して、差別のない明るい社会をつくりましょう。

問い合わせ 広島法務局東広島支局

☎ 082-423-7707

人権推進室

☎ 22-7736

人権擁護委員について

平成30年1月1日付けで法務大臣から人権擁護委員として委嘱されました。

上田 敏子 さん（新任）

人権擁護委員は、市民のみなさんから人権相談を受けたり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

県内の警察署で免許返納などの手続きの代理申請が可能になりました！

代理申請とは？

心身の状態により、ご自身が警察署などの窓口まで手続きに来られない場合に、ご家族や福祉施設の人に代わりに手続きをしてもらう方法です。

どこで手続きできますか？

● 県運転免許センター・県東部運転免許センター・
県内の各警察署の交通課・大崎上島分庁舎（木江交番）

開設時間

平日 8時30分～11時 13時～16時

日曜 14時30分～16時

※日曜日は免許センターのみ

問い合わせ

竹原警察署交通課 ☎ 22-0110

手続きに必要な書類は？

次の①～⑦に掲げる書類です。詳しくは、お問い合わせください。

- ① 返納する運転免許証（有効期限内のもの）
- ② 運転免許取消申請等代理手続申込書（委任状）
- ③ 顔写真（縦3cm×横2.4cmのもの、もしくは6か月以内に撮影されたもの）
※運転経歴証明書交付の有無に関わらず必要
- ④ 運転経歴証明書の交付を申請する場合は手数料1,000円（郵送の場合は、別途790円が必要）
- ⑤ 代理人の氏名・住所がわかるもの（運転免許証など）
- ⑥ 免許を返納する本人と、代理人との関係が分かるもの
- ⑦ 代理人の印鑑